

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年12月10日（平成27年（独情）諮問第61号）

答申日：平成28年12月9日（平成28年度（独情）答申第64号）

事件名：年金コード一覧表等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書のうち①及び②に係るもの（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月12日付け年機構発第23号により日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 平成27年9月14日一厚労省へ「行政文書開示請求書」を送付

私は処分庁に確認し、厚労省に「行政文書開示請求書」を提出した。それは次に掲げる理由に因るものです。（ア）平成21年11月24日特定社会保険事務局運営課特定職員様（元特定社保所長）が「ディスプレイ画面フォーマットは我々のものではありません。特許権がありません」と発言された事。（イ）特定年金事務所副所長が「年金記録は厚労省のものです。厚労省でしか年金記録の訂正はしません」と発言された事。加えて（ウ）年機構発72号平成26年10月31日付移送の理由欄に「対象文書は厚生労働省が保有している文書の為」とある事などです。

（中略）

イ 平成27年10月8日一厚労省より「開示請求に係る事案の移送について（通知）」が届いた。

行政文書開示請求書別添①，②，③（注：別紙に掲げる①，②及び

③と同義)の一覧表で、私の年金額の計算の基となる記録を捜す為請求したが、厚労省は①、②を処分庁に移送した。委託元・委託先は正しい判断をしなかったし、正当な理由でもなかった。特殊法人は行政機関です。「開示請求に係る事案の移送についての通知」の題は「行政文書」を意図をもって省いた。厚労省は行政文書開示請求書のコピーの下欄に「担当課年金局事業企画課」と自ら明記している。

処分庁もどうして引き受けたか納得がいかない。両者とも請求者に対して適正な手続等の情報提供がされておらず、その時々恣意的裁量で公務し、最初から開示請求を拒んだ。我々には「資料」を提出せよと連記し、情報提供させる。行政はしない。私は届書等においてカラーコピーまで提出した。「個人情報の保護の観点から・・・」とか「業務上の秘密ですから・・・」などすり替え説明をしない。

年金記録回復室、社会保険審査官、社会保険審査会、年金記録審議会等は法別番号、届書コード、大区分、小区分、年金コード等の名称が解っていないと、適切な調査、審査、審議、検証、さらに審理、延いては原簿訂正は不可能である。実務を実施し一覧表（早見表など）を活用している故請求文書はある。有識者等がその都度取扱要領を開き繙く訳でも無い。

届け、申請、請求、申立、提起などの為、被保険者証（旧証）、厚生年金手帳、国民年金手帳、年金手帳、厚生年金基金加入員証、領収証書、預り書等を提示又は提出しないとならない。処分庁、厚労省の諸々の回答ではこれらを検証できない。そうすると我々の「資料」等の情報提供は無意味なものとなり、年金確認給付まで非常にハードルは高い。結局処分庁・厚労省の思うつぼと化する。

（中略）

行政文書開示請求書に「上記①、②、③は、日本年金機構のものではないとの回答でした」と書いている。厚労省で委託先が作成した一覧表（早見表など）、取扱要領を逆に取得し、年金記録原簿訂正等していると仮定すると、これまた大問題となる。たらい回しに何度もされている私としては、どちらを信じて良いか本当にわからない。少なくともどちらか虚偽である。適正な業務に基づく情報提供等も厚労省は怠っている。

（中略）

ウ 平成27年10月10日一処分庁より文書が届いた。

「参考」には程遠い。「参考」を逆に利用した。補正が要るとするならば、まず基本的な形式上の不備の補正の依頼をしなければならなかったはずである。私はそれぞれの一覧表を行政文書開示請求し

ている。4, 689ページを開示請求した訳ではなく、仮に、これだけしたとしても、私がこれを解読できるものでもなく効果は無いに等しい。厚労省の開示した文書（12枚）が、これを証明している。処分庁は私が解読できない、的はずれな4, 689ページと十二分に解った上で、記載し「法人文書」の文言も意図を持って省いてきた。開示実施手数料46,890円と記入されているが、開示請求手数料の文言は無い。これが必要だとすれば、まずこの事を請求者に情報提供参考記載しなければならなかった。開示実施手数料はあとでよい。今回も処分庁の私に対する情報提供などの実務、求め方は誤っていた。

エ 平成27年10月12日—厚労省へ「事案の移送について、行政文書特定補足説明等の件」を送付した。

オ 平成27年10月17日—厚労省より「行政文書開示決定通知書」が届いた。

不開示とした部分とその理由に「開示する通知以前の通知については保存期限を経過し、すでに廃棄している為これを保有していない事から不開示とした」とあった。すべてを廃棄してはならない。厚労省が管理しなければならない文書もあるはず。トランクルームにもあるかもしれない。倉庫にあるかもしれない。図書館にあるかもしれない。適正な業務に基づく情報公開ではなかった。「一覧表」を「通知」にすり替え、正しい判断ではない。厚労省は12枚を開示したが、ほとんど空白で、不必要、完全に無意なものであるものもあった。最新の一覧表でさえ無かった。ふざけているとしか言いようがない。行政機関は、まともな開示を一度位は最低されたいかがでしよう。

カ 平成27年10月23日—処分庁より「法人文書開示請求書の補正について（依頼）」が届いた。

「行政文書開示請求書」を「法人文書開示請求書」にすり替えた。補正の対象となる事項に「開示請求手数料が納付されていないか又は納付額が不足しています。納付に必要な追加額6,300円」とあった。何故この文言になるのかここでも不服です。私は厚労省に開示請求手数料300円払っている。開示請求手数料を別個に徴収する事、追加額6,300円もこの文書ではじめて知った訳である。後で取って付けた操作である。

請求者が容易かつ的確にできるようにはなっておらず、利用しやすい金額にもなっていない。真の行政サービスはここでも無かった。「行政文書」「法人文書」と分けず「公文書」である。とにもかくにも、私は「行政文書開示請求書」を提出している。解釈を都合のい

いようにしたらいけない。厚労省・処分庁は本来の「目的」に真逆な実務・施政であり、「目的」に確実に違反している。ここでの開示請求手数料6,300円の徴収は不当である。

年金コード一覧表については、直近の一枚のみとの事であったが他にある。公務で組織的に活用し、使っている。現に私は国民年金課コード表（平成13年作成）だけは持っている。

キ 平成27年11月4日一処分庁より「法人文書開示請求書の補正について（再依頼）」が届いた。

（再依頼）の文書を何故送付したか目的・実務がみえない。不必要だったと考える。

ク 平成27年11月16日一処分庁より「法人文書不開示決定通知書」が届いた。

厚労省の「移送」、「開示文書12枚」、処分庁の「文書」、「補正依頼」、「補正再依頼」、「不開示」全てに不服がある。処分庁は、個人情報保護開示請求書に関しても基本的な手続等に不備があった。

（中略）

上記アからクまで書いた趣旨及び理由に基づいて「目的」に限りなく近づけた行政文書開示の為直しを求めます。

（2）意見書

異議申立人から、平成28年1月7日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

（1）開示請求（平成27年9月14日（同月15日受付））

厚生労働省にて、次の開示請求がなされた。

- ① 年金記録などのディスプレイ画面フォーマットに記載されている届書コード（000から100まで）、大区分（00から～）、小区分（00から～）のそれぞれの番号とその名称の一覧表
- ② 年金コード一覧表。年金種類、年金種別等の番号（桁数は問わない）及び名称の一覧表
- ③ 社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表

（2）移送（平成27年10月6日（同月7日受付））

上記（1）の①及び②に係る文書については、処分庁が開示等の判断を行うことが適切として、厚生労働省より移送された。

（3）補正依頼（3回）

1回目：平成27年10月8日

該当文書を特定するため、及び開示請求手数料の確定のため、補正の依頼文書を送付。

回答：平成27年10月16日

厚生労働省一覧表のみ希望と電話回答あり。

2回目：平成27年10月20日

一覧表のみ希望との回答を受け、21文書を改めて特定し、開示請求手数料を求める。

回答：なし

3回目：平成27年11月2日

再度補正の依頼を送付。補正期限11月10日

回答：補正期限までに回答なし。

(4) 原処分（平成27年11月12日）

以下の理由により、不開示決定する。

理由：開示請求手数料について2回にわたり納付の依頼（補正依頼）を行ったが、補正期限までに納付がされなかったことから、開示請求に形式的な不備があるとして不開示とします。

(5) 異議申立て（平成27年11月24日（同月26日受付））

不開示決定を取り消し、21文書とは別の一覧表の開示を求める異議申立てが行われる。

2 見解

異議申立書（上記第2の2（1））のアないしくについて、それぞれ見解を述べる。

上記第2の2（1）アについては、失業保険や領収証書に関する説明を求めるもので、本件不開示決定に対する異議ではない。

上記第2の2（1）イについては、移送したことに關して納得していないこと及び一覧表がないとしたことに対する異議であり、本件不開示決定に対する異議ではない。一覧表がないことはすでに電話でも説明をしており、細分化された取扱要領にそれぞれディスプレイ画面フォーマット一覧表及び年金コード一覧表があることを伝えている。

上記第2の2（1）ウについては、補正のやり方に対するものであり、本件不開示決定に対する異議ではない。

上記第2の2（1）エについては、異議申立人が厚生労働省へ文書を発送した事実が述べられているのみであり、本件不開示決定に対する異議ではない。

上記第2の2（1）オについては、厚生労働省の開示決定に対するもので処分庁に対する異議ではない。

上記第2の2（1）カについては、開示請求手数料の納付に関する異議である。開示請求手数料については減額または免除の規定はなく、さらに、

移送元で開示請求手数料を完納しなければならないという規定もない。事実、異議申立人宛てに厚生労働省から送付された移送通知にも、開示請求手数料について処分庁から連絡がある旨の記載がある。対象となる文書を処分庁において改めて特定をした結果、ディスプレイ画面フォーマット一覧表及び年金コードは21の法人文書に分かれて記載されている。21の法人文書については、それぞれ要領第○号というように分かれており、内容も相互に密接な関連を有する文書ではなく、それぞれに開示請求手数料が必要である。

また、年金コード一覧表について、組織的に用いているものは要領の中に記載された一覧表である。異議申立人が言う「国民年金課コード表（平成13年作成）」は、かつて社会保険庁の時代に異議申立人が開示請求を行って手に入れたものである。当時は社会保険庁の都道府県ごとの事務局において開示決定を行っており、九州の社会保険事務局において開示している。その内容は九州の特定の事務所において使用していたものと思われ、納付地を入力するコードが鹿児島市に限定されている。このコード表はおそらく事務所の担当者が作成したものと推測され、現在処分庁において使用されていないことは、鹿児島にある年金事務所に確認済みである。

上記第2の2（1）キについては、本件不開示決定の内容に対する異議ではない。ちなみに、納付の意志がないことを最終的に確認するため、必要性があって送付したものである。

上記第2の2（1）クについては、国・行政機関に対する異議申立人の意見が大半を占め、本件不開示決定に関する具体的な異議内容がない。

異議申立書（上記第2の2（1））のアないしクは、およそ原処分について争うものではない。

以上のことから、本件については、諮問庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| ① | 平成27年12月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年1月7日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月12日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月22日 | 異議申立人から資料を收受 |
| ⑥ | 同年10月27日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年12月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求及び原処分について

(1) 本件開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）3条の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、別紙に掲げる文書の開示を求めるものである。

そのうち、別紙の①及び②に係る文書の開示請求について、行政機関情報公開法12条の2の規定により、厚生労働大臣から処分庁に事案が移送されている。

(2) 処分庁は、21件の法人文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、異議申立人に対し、開示請求に必要な21件分の開示請求手数料の納付を求めたが、開示請求手数料が納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるとして、相当の期間を定めて補正を求めた。しかし、異議申立人による補正が行われなかったことから、原処分（不開示決定）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているので、本件開示請求における補正の経緯を踏まえ、原処分の妥当性について、以下、検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 開示請求手数料納付に係る補正の求めについて

当審査会において諮問書に添付された異議申立人に対し補正を求めた文書の内容を確認するとともに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し補正の求めに係る経緯について確認させたところ、以下のとおりである。

ア 処分庁は、平成27年10月8日付けの文書において、開示請求書の記載では、請求する法人文書を特定することができないことから、異議申立人に対し、請求する法人文書が特定できるよう、保有する法人文書の名称及び頁数を示した上で、補正するよう求めている。

イ 平成27年10月16日、異議申立人から厚生労働省に対し、一覧表のみの開示を希望する旨の電話があり、その旨厚生労働省から処分庁に対し連絡があったことから、処分庁は、改めて請求する法人文書として21件を特定し、その開示請求手数料として6,300円を納付するよう、同月20日付けの「法人文書開示請求書の補正について（依頼）」において、相当の期間（10日）を定めて補正するよう求めている。

ウ これに対し、異議申立人からの回答がなかったことから、処分庁は、平成27年11月2日付けの「法人文書開示請求書の補正について（再依頼）」において、再度、開示請求手数料として6,300円を納付するよう、相当の期間（8日）を定めて補正するよう求めている。

以上のように処分庁が異議申立人に対して行った形式上の不備に係る

補正の求めは、開示請求手数料の納付を求めるものであり、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、処分庁の補正の求めは、法4条2項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。

(2) 開示請求手数料の未納について

異議申立人は、異議申立書において、「私は厚労省に開示請求手数料300円払っている」、「ここでの開示請求手数料6,300円の徴収は不当である」などと主張する。

これに対して、諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、「開示請求手数料については減額または免除の規定はなく、さらに、移送元で開示請求手数料を完納しなければならないという規定もない。事実、異議申立人宛てに厚生労働省から送付された移送通知にも、開示請求手数料について処分庁から連絡がある旨の記載がある。対象となる文書を処分庁において改めて特定をした結果、ディスプレイ画面フォーマット一覧表及び年金コードは21の法人文書に分かれて記載されている。21の法人文書については、それぞれ要領第○号というように分かれており、内容も相互に密接な関連を有する文書ではなく、それぞれに開示請求手数料が必要である」と説明する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該文書は、処分庁において、年金記録に関する情報システムを使用する際に必要となるディスプレイ画面のフォーマット一覧表等であることが認められ、21の法人文書ごとに要領第○号として規定されており、その内容も相互に密接な関連を有する法人文書であるとは認められないことから、上記諮問庁の説明は首肯できる。

- (3) したがって、本件開示請求には、法17条により納付を要する開示請求手数料の未納という形式上の不備があるところ、上記(1)のとおり、処分庁による相当の期間を定めた補正の求めによっても、その不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として、原処分を行ったことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、処分庁が、本件請求文書の開示請求に対し、相当の期間を定めて補正を求めたところ、異議申立人である開示請求者が当該補正の求めに応じなかったことにより、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

厚生労働省が保有，管理する下記①，②，③にかかる昭和45年からの変遷（改正，改訂，全改，削除，追加，移行，移行外，分割，併管など）の更改前の一覧表も個別に

- ① 年金記録などのディスプレイ画面フォーマットに記載されている届書コード（000から100まで），大区分（00から～），小区分（00から～）のそれぞれの番号とその名称の一覧表
- ② 年金コード一覧表。年金種類，年金種別等の番号（桁数は問わない）及び名称の一覧表
- ③ 社会保険制度における保険者の法別番号（00から50まで）及び区分（名称）の一覧表